

令和6年12月25日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

水戸地方裁判所長 河本 雅也

水戸地方・家庭・簡易裁判所庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）を設置し、販売する者を募集します。応募しようとする者は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

水戸地方・家庭・簡易裁判所庁舎等における国有財産一時使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定

2 募集の趣旨

水戸地方・家庭・簡易裁判所庁舎等の一部において自動販売機（清涼飲料水）を設置し、販売する前提で使用許可（有償）をするに当たり、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、応募者から提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

使用許可をする場所は、以下のとおり。

なお、詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

(1) 水戸市大町1-1-38

水戸地方・家庭・簡易裁判所庁舎

① 本館

- ア 1階 1.35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）
- エ 4階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）

② 新館

- ア 1階 1.35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）
- エ 4階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）
- オ 5階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）

③ 南館

- ア 1階 1.35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）

(2) 茨城県土浦市中央1-13-12

水戸地方・家庭裁判所土浦支部及び土浦簡易裁判所庁舎

① 本館

- ア 1階 1.35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0.25㎡（分別ごみ箱設置）

② 新館

- ア 1階 0.25㎡ (分別ごみ箱設置)
- イ 2階 0.25㎡ (分別ごみ箱設置)
- ウ 3階 0.25㎡ (分別ごみ箱設置)

(3) 茨城県下妻市下妻乙99

水戸地方・家庭裁判所下妻支部及び下妻簡易裁判所庁舎
1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

(4) 茨城県日立市幸町2-10-12

水戸地方・家庭裁判所日立支部及び日立簡易裁判所庁舎
1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

(5) 茨城県龍ヶ崎市4918

水戸地方・家庭裁判所龍ヶ崎支部及び龍ヶ崎簡易裁判所庁舎
1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

(6) 茨城県行方市麻生143

水戸地方・家庭裁判所麻生支部及び麻生簡易裁判所庁舎
1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

4 使用許可の条件

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機（清涼飲料水）や分別ごみ箱を設置し販売等を行う。

なお、詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 参加資格

(1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

(2) 応募者は、(1)の要件を満たすこと及び将来においても当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することとなった場合、当該使用許可を取り消されても異議を申し立てない旨を明記した別添の誓約書及び役員等名簿を企画提案書と併せて提出すること。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月14日（火）まで（裁判所の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 交付場所

〒310-0062 水戸市大町1-1-38

水戸地方裁判所事務局会計課管理係（担当 橋本、小野間）

電話：029-224-8136（ダイヤルイン）、FAX：029-224-0410

ウ 交付方法

企画提案募集要領を受領しようとする者は、名刺等従業員であることを示す物を持参すること（郵送又は電子メールを希望する者は、イ記載の担当者に電話で照会する。）。

(2) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出期間

令和7年1月27日（月）から同年2月7日（金）まで（裁判所の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

上記(1)イに同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参、郵送（アの期間内に必着すること。）、又は電子メールに添付する方法により提出する。

なお、メール送信の方法による場合は、送信後に電子メールの受信を電話で確認する（メールアドレスは、(1)イに問い合わせる。）。

エ 提出物

企画提案書の正本1部及び副本2部を提出する（メール送信による場合を除く。）。

7 質問及び回答

(1) 本件の応募手続、企画提案書の作成及び提出に関する質問は、書面にて受け付けるので、次の提出期限までに、提出場所に持参、郵送、又は電子メールにより送信する（メールアドレスは上記6(1)イに問い合わせる。）。

ただし、質問の内容によっては、公募手続の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

なお、手続及び企画提案書の形式についての質問は、上記6(1)イに電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本産業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和7年1月14日（火）午後3時まで

ウ 提出場所 上記6(1)イに同じ

(2) 回答書は、令和7年1月24日（金）までに公募参加予定者全員にファクシミリ又は電子メール等により送付する。

8 選定手順

(1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が上記6(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

エ 上記5の参加資格を満たすことを証する誓約書の提出がないとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産の一時使用許可使用料（以下、「一時使用許可使用料」と言う。）の提案金額が、水戸地方裁判所が定める一時使用許可使用料の予定価格の110分の100以上で、最も金額の高い者を相手方として選定する。応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった国有財産使用料の110分の100に相当する金額を提案書に記入する。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し、相手方を選定する。

おって、いずれの提案金額も使用料予定価格の110分の100に達しない場合は、使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、水戸地方裁判所から別途連絡する。

- (3) 再提案によっても提案金額が使用料予定価格の110分の100に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に使用料予定価格の110分の100以上の提案が可能であるか交渉を行う。
- (4) (3)の手続によっても提案金額が使用料予定価格の110分の100に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

なお、詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- (5) 提案の内容は、使用許可をする全6庁とも履行可能なものを記載する。
- (6) その他の詳細は、企画提案募集要領を参照する。

(別添)

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供さ

れることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

国有財産事務分掌者

水戸地方裁判所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

